

ヨハネスブルグサミットの結果と今後の課題

2002年10月15日

特定非営利活動法人
地球環境と大気汚染を考える全国市民会議（CASA）
専務理事 早川光俊

1 リオからヨハネスブルグへ

1989年12月、国連総会は1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」の20年目にあたる1992年に「環境と開発に関する国連会議（UNCED、通称：地球サミット）ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催することを決議しました。この決議は、次のように地球サミットの開催理由を述べています。

「環境はますます悪化し、地球の生命維持システムが極度に破壊されつつある。このままいけば、地球の生態学的なバランスが崩れ、その生命をささえる特質が失われて生態学的なカタストロフィー（破局）が到来するだろう。私たちは、この事態を深く憂慮し、地球のこのバランスを守るには、断固たる、そして緊急の全地球的な行動が不可欠である。」

この地球サミットでは、地球温暖化問題、生物多様性の保全そして森林問題についての3つの条約の採択がめざされました。しかし、「北」（先進国）の国々と「南」（途上国）の国々の対立から森林問題についての条約を作成することは断念され、地球温暖化と生物多様性についての2つの条約交渉が進められました。

地球サミットには、178カ国の政府代表が参加し、サミットの名称にふさわしく各国の首脳も100人以上が参加しました。そして、「リオ宣言」、「森林原則声明」、21世紀に向けた行動計画である「アジェンダ21」を採択し、サミット直前に合意された「気候変動枠組条約」、「生物の多様性保全条約」への署名が始められました。

地球サミットの成果については、様々な評価があります。確かに、採択された「リオ宣言」には随所に「北」と「南」の政府の主張に妥協した記述が挿入され、「気候変動枠組条約」はアメリカなどの強い抵抗で削減目標が法的義務のないものとされ、「生物多様性保全条約」は途上国の反対で保護対象リストが削除されてしまいました。また、環境と貧困、人口問題、多国籍企業の規制の問題などはほとんど論議されませんでした。「北」の国々は自らの原因者・加害者としての責任をとろうとせず、途上国の政府もあいかわらず、開発優先の近代化路線を歩もうとしているように見えました。しかし、一方で、「共通の未来」と「持続可能な発展」という地球サミットのメインテーマが国際世論の広範な支持を集め、「南」の貧困の解決なしには地球環境の保護もありえないことや、「共通だが差異ある責任」や「予防アプローチ」などの基本原則が確認されたことの意義は大きかったと思います。

また、NGO元年と言われるほどNGOの活動が活発で、国際的規模での「人民の力（ピープルズ・パワー）」の大きな高揚が見られました。この地球サミットの準備プロセスでは、環境問題への政府間の取り決めを実効性あるものにするためには広範な市民の参加が不可欠であるとして、環境NGOや産業界、労働組合、女性・青年グループ、先

住民などの参加が奨励され、それまでの国連の経済社会理事会（ECOSOC）と協議上の地位を有する NGO 以外にも参加資格が拡大され、登録した NGO の数は最終的に 1418 団体に達したといわれます。187 カ国から 7946 の NGO がグローバルフォーラムに参加し（登録参加者だけで 18680 人）、35 のテントと 675 区画の展示ブースで、連日、多彩なシンポジウムや交流会、イベントが繰り広げられました。日本からも、約 100 団体、350 人の市民が参加し、30 番テントを拠点に連日、シンポジウム、イベント、交流会を行いました。特筆すべきは、「国際 NGO フォーラム（INGOF）」が、「UNCED は、より公平な、より持続可能な将来への軌道に世界を乗せるため、この 10 年間の最も重要な出来事となるはずであったのに、各国政府は期待された決定をしなかった」として、市民の立場から 34 の代替条約（NGO 条約）を作成したことです。（この 34 の NGO 条約は、1992 年 10 月にミシガン大学で開催された「リオ後の市民の対応」をテーマにした NGO 会議で、46 の NGO 条約に拡充されています。）

2 リオからの 10 年：進行する環境破壊とグローバリゼーション

地球サミット以降、京都議定書、砂漠化防止条約、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約、遺伝子組み替え食品に関するバイオセーフティ議定書などいくつもの重要な国際環境条約が策定されました。

しかし一方で、世界の政策決定者は議論に終始し、実効性ある対策を実行しようとしなかったため、地球規模の環境問題は解決するどころか、悪化し、深刻化しています。例えば、経済が崩壊した東欧諸国や、一定の温暖化対策を実施した EU を除いて、ほとんどの国がこの 10 年間、温室効果ガスの排出量を増加させてしまい、大気中の CO₂ 濃度も世界の平均気温も上昇の一途を辿っています。1990 年代は、1860 年に計器による測定が始まって以来、もっとも暑い 10 年であり、1998 年はもっとも暑い年でした。深刻なダメージを受けているサンゴ礁の割合は 1990 年の 10%から 2000 年には 27%にまで増加し、このままでは遠からず地球上からサンゴ礁が消滅すると言われていいます。世界食糧農業機関（FAO）の報告によれば、世界の天然林は、1990 年から 2000 年の間に年間 1420 万 ha の割合で減少しました。人口増加と「経済成長」が限られた水供給を圧迫し、世界の 3 分の 1 の人々がすべての水需要を満たすのが難しいか不可能と言われ、この割合は 2025 年までに 3 分の 2 に倍増すると予測されています。リオのサミット開催を決議した「地球の生態学的なバランスが崩れ、その生命をささえる特質が失われて生態学的なカタストロフィー（破局）が到来する」危険性はますます高まっています。

また、リオから 10 年で急速に進行したのは経済のグローバリゼーションです。そして、このグローバリゼーションが北と南の貧富の差を拡大し、環境破壊を進めています。「北」の先進国業国に住む世界人口の 20%が 80%を超える資源やエネルギーを消費しています。最富裕層と最貧層の格差はますます広がり、最貧層 20%と最富裕層 20%の所得格差が、1960 年には 1 対 30 であったものが、1990 年には 1 対 60 に広がり、2000 年には 1 対 78 にまでなっています。世界の金持ち上位 3 人の資産は世界の 10%の人口を占める最貧国 48 ケ国の国内総生産の合計より大きく、一方で、人間が生きていくのに基本的なニーズを満たしていない絶対的貧困に喘ぐ人びとは 1990 年には 10 億人でしたが、2000 年には 15 億人に達しています。（絶対的貧困とは、一日の摂取カロリーが 1200 キロカロリー以下しかなく、住む場所はなく、学校に行けない、安全な

水がない人々です。)グローバル化の急速な進行が絶対的貧困を増大し、格差を広げています。そしてこうしたグローバル化を押し進めているのが、国際通貨基金(IMF)であり、世界銀行であり、世界貿易機関(WTO)です。

3 ヨハネスブルグ・サミットの課題

リオから10年間、「アジェンダ21」はほとんど実行されず、ほとんどの分野で環境と開発に関する指標は著しく悪化してしまいました。また急速に進行するグローバル化が貧富の差を拡大しているだけでなく、とりわけ途上国における環境破壊の原因となっています。何故なら、「貧困は人々と自然を収奪することに根ざした現在の開発モデルが生み出したものであり、天然資源の支配に対する権力の集中は貧困と環境破壊とをもたらす」(リオで作成された「貧困に関するNGO条約」)からです。環境問題は貧困の問題と密接に関連しており、貧困問題の解決なしに環境問題の解決はないといっても過言ではありません。

こうした状況のなかで開催されるヨハネスブルグ・サミットの課題は、「アジェンダ21」のほとんどが何故実施されなかったのかを検証するとともに、リオで積み残した環境と貧困、多国籍企業の規制の問題やリオ以降に問題化した環境問題について議論し、今後10年の数値目標をもった具体的な行動計画を策定すること、砂漠化防止条約、京都議定書、残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約、バイオセーフティ議定書などの環境条約を一刻も早く、確実に実施することを確認すること、そしてなによりも、世界貿易機構(WTO)や国際通貨基金(IMF)などが進めている経済のグローバル化より、環境問題の解決が優先することを確認することでした。

4 ヨハネスブルグ・サミットの概要

(1) サミットの概要

2002年8月26日から9月4日まで、政府間会議はサントン国際会議場で、企業などの展示はウブドゥ村で(日本パピリオンもこの会場)、NGOのグローバルピープルズフォーラムはナズレック会場で開催されました。

国連の発表では、政府間会議の参加国は191ヶ国で、首脳の参加は104人、総参加者は21,300名余(内訳: 政府関係者: 9,101人、NGO関係者: 8,227人、プレス関係者: 4,012人)であったとされています。この人数にはNGOのグローバルピープルズフォーラムへの参加者は含まれていませんので、NGOのグローバルピープルズフォーラムの参加者を加えれば、参加者は3万人を優に上回っていると思います。

サミットは、9月4日、「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」と「ヨハネスブルグ実施計画」を採択して閉会しました。また、各国政府やNGOなどが共同で取り組む事業を約束する「約束文書(パートナーシップ・イニシアチブ)」は60件が発表されています。

(2) 政府間交渉の状況

サミット開始前の8月23日~25日までNGOやマスコミに非公開で非公式会合が持たれました。この非公式会合は「ウィンププロセス(基本的にグループの代表のみが発言する方式)」で行われました。そのなかで、合意が困難な第9章の貿易・資金を含む「実施手段」の部分と、第10章の「ガバナンス(統治)」の部分は「コンタクト

グループ」という交渉グループが設置されここで討議されました。これ以外の合意が困難な部分も順次、その問題を交渉するための「小グループ」が設置され協議されるシステムがとられました。8月25日夕方の時点で、リオ原則、エネルギー、淡水、気候変動、連帯基金などの「小グループ」が設けられました。しかし、この非公式会合ではほとんど進展がなかったということです。

8月26日サミットが開会しましたが、このウィーンプロセス、コンタクトグループ、小グループでの協議が継続して行われました。

8月30日からは閣僚級会合が始まりました。この閣僚級会合はヨハネスプロセスと呼ばれ、事務レベルで行われてきたウィーンプロセスと並行して行われました。閣僚級会合が始まった時点で合意できていなかったテーマは、リオ原則、衛生、再生可能エネルギー、先進国のエネルギー補助金の廃止、生産・消費パターンに関する10年計画、生物多様性、京都議定書、貿易と資金などです。

9月2日から首脳級会議が始まりましたが、この時点でも、リオ原則、衛生・再生可能エネルギーの数値目標などは合意ができていませんでした。9月2日朝には南ア政府が「政治宣言案」を配布し、政治宣言についての議論も平行して行われました。9月2日夜には「実施計画」はほぼ合意に達し、その後、「政治宣言」の議論が続き、9月4日午後8時、4ページ、37パラグラフのヨハネスブルグ宣言、53ページ、153パラグラフの「ヨハネスブルグ実施文書」が採択され、サミットは閉会しました。

(3) 著しく透明性に欠けたサミットプロセス

今回のサミットは、気候変動枠組条約の交渉などと比べても、市民・NGOにとって、著しく透明性を欠いた閉鎖的な会議でした。ウィーンプロセスはNGOの傍聴が可能でしたが、コンタクトグループ、小グループでの協議・交渉はまったく傍聴が出来ず、そこで何が議論されているかも解らない状況が続きました。

また、会場の狭さを理由に、NGOの入場が制限され、サミット当初はNGOに1300枚のセカンダリーパスが発行され、これを前日に並んで入手しないと会議場に入れないとする入場制限がなされました。2日目からはこのセカンダリーパスはなくなりましたが、今度は会場内の人数が6000人を超えるとNGOの入場を制限するとの入場制限がされ、朝早くから長蛇の列ができる騒ぎになりました。8月27日にこの人数が8000人になりやっと並ばなくても入場できるようになりましたが、首脳級会合の始まった2週目からは今度はセキュリティを理由とする入場制限がなされ、NGOは9月2日、3日、4日のいずれかの1日のみ、しかも1300人に限り会場場に入場が許されることになりました。

リオのサミットでは、政府間会議の行われているリオセントロの国際会議場へ入れるパスは、1団体2名しか発行されませんでした。これに比べると、NGO関係者だけで8,227人にパスが発行された今回のサミットは前進したといえるかもしれませんが、会議が傍聴できないのでは会議場に入った意味がありません。今回のサミットはリオ原則でも確認されている市民・NGOの情報へのアクセスと意思決定への参加の面で大きな問題があったといわざるを得ません。

一方、保健やエネルギーなどテーマごとの「パートナーシッププレナリー」がもたれ、メジャーグループの代表がパネリストになったパネルディスカッションが行われたことは注目に値します。メジャーグループというのは、「アジェンダ21」に規定されている、農民、労働者/労組、女性、青年、先住民、科学者/技術者、地方自治体、

企業、NGO の9つのグループを言います。これらの各グループの代表がパネリストになってパネルディスカッションを行い、これに応じて政府代表が意見表明するとの試みは、リオでも、その後の環境条約の国際交渉でもなかったことです。ただ、そのディスカッションの結果が、政治宣言や実施計画の議論などにどう反映するかが明らかでないこと、また NGO の代表が1名だけというのは問題があり、これらは今後の課題になっています。

5 ヨハネスブルグ宣言の内容と評価

9月2日に南アフリカの議長から出された宣言案は、かなり長文の宣言案になっていました。そのなかで私たち NGO が注目したのは、「グローバル・アパルトヘイト（地球規模の人種隔離）」の文言と、「国連が、持続可能な発展（サステナブル・ディベロプメント）を推進する、世界でもっとも普遍的で責任のある組織である」とする表現です。

この宣言案は、各国が長すぎるなどと注文をつけ、結局、37項目の宣言になっています。宣言は、リオ以降の、貧困問題、「北」と「南」の格差の拡大、環境の悪化、グローバル化、飢餓・テロ・エイズ、国連の役割などに言及していますが、アメリカなどの後ろ向きの姿勢を反映して全体としてインパクトの弱い表現になってしまっています。最初の文案にあった「グローバル・アパルトヘイト（地球規模の人種隔離）」などの表現は削除されてしまいました。

ただ、前記の国連の主導的役割を強調している文言は残りました。今回のサミットでは、アメリカなどが WTO に国連を従属させることを露骨に意図しただけに、国連の主導的役割を強調している文言が残ったことは評価できると思います。

6 「ヨハネスブルグ実施計画」の内容と評価

ヨハネスブルグ実施計画は、序文、貧困根絶、消費と生産、天然資源の基礎、グローバル化した世界での持続可能な開発、健康、小島諸国、アフリカ、実施手段、制度的枠組み、の10章から構成されています。

残念ながら、実施計画は極めて不十分な内容になってしまいました。「生態学的なカタストロフィー（破局）が到来」する危険性がますます高まっている現状を打開するための行動計画にはほど遠いものです。

「アジェンダ21」の検証はまったくなされず、環境と貧困の問題についてもほとんど見るべき成果はありません。「途上国」にとって持続可能な開発の前提条件である債務帳消しの具体的約束はなされず、ODAのGNP比0.7%支出についても達成期限は明示されませんでした。追加の資金源として期待されていた為替引き税（トービン税）もほとんど議論されず、サハラ以南のアフリカにとっては国家の存亡に関わるHIV/AIDS対策については、全く触れられていません。

世界貿易機構（WTO）と多国間環境条約（MEA）との関係についても、環境 NGO などが主張していた貿易の自由化より環境問題の解決が優先する表現は入りませんでした。確かに、国連のWSSDをWTO協定に従属させようとしたアメリカなどの意図は阻止できましたが、WTOと多国間環境条約（MEA）との関係は曖昧なままで、環境問題・貧困問題の解決のためには自由貿易を促進することが重要、貿易の自由化が持続可能な発展を押し進めるとの記述が残されています。

数値目標については、化学物質の悪影響の最小限化、生物の多様性の減少速度の減少、安全な飲料水や基本的な公衆衛生施設（下水道）が利用できない人口割合の半減などについては数値目標が合意されましたが、地球温暖化問題の解決のためにも、持続可能なエネルギーシステムの構築のためにも、また、エネルギーへのアクセスが困難な 20 億の人々が人間としての基本的なニーズを満たすためにも、切実に求められていた再生可能エネルギーの数値目標については、アメリカや日本が頑強に抵抗し、数値目標なしの合意になってしまいました。

しかしいくつかの前進もありました。京都議定書については、一時は京都議定書の文言がなくなりそうな状況もありましたが、最終的に「京都議定書に批准した国は、まだ批准していない国に対し、適切なタイミングで批准するよう強く促す（strongly urge）」との表現で合意しました。また、批准が心配されていたカナダが「年末までに京都議定書の批准手続きをする」と表明し、ロシアも「極めて近い将来（very near future）に批准できることを期待する」としたことは、京都議定書の早期発効に弾みをつけるものになりました。

企業責任（多国籍企業の責任）については、「リオ原則に基づいて企業責任を積極的に促進する」という文言が入り、多国籍企業の責任について新たな国際的枠組みを作る可能性が残されました。

ジェンダーの問題については、すでに合意されていた 47 項（健康と衛生について）の「国内法や文化及び宗教上の価値観と一致する形で保健制度の能力を強化する」との表現を再度議論するか否かが争点になっていましたが、世界の女性たちの粘り強い活動によって、「人権及び基本的自由と調和し」との文言を入れることに成功しました。

7 日本の NGO の活動と日本政府の対応

サミットに参加した日本の市民・環境 NGO は、正確にはわかりませんが約 70 団体、350 人から 400 人くらいだったと思います。

ナズレックのグローバルピープルズフォーラムで展示をしたり、ワークショップやシンポジウムを開催したり、イベントを行ったり様々な活動や交流が行われました。

また、政府間会議の行われていたサントンの国際会議場で多くの日本の NGO が政府間交渉を見守り、日本政府と毎日「ブリーフィング」を持ち、交渉状況の説明を受け、意見交換を行いました。また、京都議定書問題や再生可能エネルギーの数値目標、ジェンダーの問題で共同声明（別紙）を発表したり、大木環境大臣、川口外務大臣、小泉総理大臣への懇談を申し入れたりしました。

特筆すべきは、若者のグループの活躍で約 50 人の若者のグループが、それぞれテーマを決めて政府間交渉を監視し、日本政府とのブリーフィングでも積極的に質問や意見表明をしていたことです。リオのときには、日本の NGO には政府間交渉を監視し、日本政府にロビー活動を行うなどの発想はなく、日本政府のブリーフィングも 1 回しか行われませんでした。リオに比べて、日本の NGO は明らかに進歩したと思います。

しかし、日本政府の対応は決して日本の NGO に真面目に対応したとは言えないものでした。ブリーフィングについては、途中から交渉担当者がブリーフィングに参加するようになり、実質的な意見交換ができたことは評価できます。しかし懇談申入れに対しては、懇談に応じてくれたのは大木環境大臣だけで、川口外務大臣と小泉首相は時間がないとのことで面会を断られてしまいました。

日本政府は、京都議定書問題ではファシリテーター（調整役）として積極的な役割を果たしましたが、「共通だが差異ある責任」などのリオ原則の議論や、再生可能エネルギーの数値目標などではアメリカなどといっしょに後ろ向きの交渉姿勢をとり続け、日本に対する国際的な信頼を大きく損ねる結果となりました。

また、今回のサミットには、環境、開発から各2名、ジェンダーから1名の5名のNGO代表が顧問になりました。代表団に5名の顧問が入ったことは評価できますが、その選考過程の透明性や選考の公平性には大きな問題があったと思います。また、選考時期が会議の直前で市民・NGOの提言・提案を日本政府のサミットに向けた準備過程に反映させることができなかつたこと、顧問の役割、守秘義務の範囲が明らかでなく、せっかくの顧問が期待された役割を果たせたとはいえない面があったこと、顧問を通じて広く各分野で活動する市民・NGOの意見を日本政府の方針や交渉に反映させるシステムがなかつたことなども今後の問題として残されました。

8 今後の課題

ヨハネスブルグ・サミットは期待を裏切ったと言わざるを得ません。採択された「ヨハネスブルグ実施計画」は、「環境がますます悪化し、地球の生命維持システムが極度に破壊されつつある」状況を打開する行動計画にはなっていません。

とりわけ、世界貿易機構（WTO）と多国間環境条約（MEA）との関係については、今後の大きな課題として残されました。日本でも、1967年につくられた「公害対策基本法」に記載されていた「環境と経済との調和条項」が、1970年の公害国会で削除されてから公害対策が大きく進んだ経験があります。今後、京都議定書などの多国間環境条約（MEA）が実行の段階に入るに従って、WTOルールとの関係が具体的に問題化すると思います。

また、ヨハネスブルグ・サミットは私たち市民や環境NGOにとっても多くの課題を残しました。

今回のヨハネスブルグ・サミットでは、日本のNGOも政府間交渉を監視し、日本政府に対し一定のロビー活動を行うなど、リオの地球サミットの時よりその面では前進しました。しかし、これだけ多くのテーマが議論される会議になると、全体を把握し、的確なロビー活動をするについての力量不足は否めません。

また、ナズレックのグローバルピープルズフォーラムも、参加費が150ドルと高額だったこともあって特に南アフリカの人たちの参加が少なかったことや、サントンの国際会議場とシャトルバスで30分近く離れていて政府間交渉に影響を与えることには限界があったことから、グローバルピープルズフォーラムの成否について否定的な意見も出ていました。

いずれにせよ、日頃の地道な活動をせずに、サミットの現地での確かな活動をするとはできません。その意味では、日頃の私たちの活動が問われています。

リオから10年。環境の悪化やグローバル化による貧富の差の拡大などに対抗する市民・NGOの活動も飛躍的に強まっています。それぞれの環境問題についての強力な世界のNGOのネットワークが形成され、WTOに対する市民・NGOの活動も活発になっています。1999年11月にシアトルで開催されたWTO第3回閣僚会議が7万人のデモ隊に会場を包囲され、流会になったことはその象徴です。2001年1月には、世界の巨大企業の経営者や政治家などが集まる「社会経済フォーラム」（通称：代ダボス会

議)に対抗してブラジルのポルトアレグレに1万6000人が集まりグローバル化に批判の声をあげました。2002年1月には、ポルトアレグレに5万人が集まりました。こうした世界の市民・NGOと連帯した活動が重要になっています。

リオから10年の経験は、環境問題の解決には国益や利害にとらわれず、「地球市民」として考え、行動する市民/環境NGOの役割は決定的に重要であることを示しています。次代を担う子供たちに対する責務として、これからの10年をどう活動するかを、ヨハネスブルグ・サミットの経験を踏まえて考えていきたいと思います。

別表1 地球規模の環境問題に対する国際社会の取組の経緯

1962年	レイチェル・カーソンの「沈黙の春」出版
1970年	アースディ
1972年	「成長の限界」出版（ローマクラブ） <u>国連人間環境会議（ストックホルム会議）</u>
1973年	国連環境計画（UNEP）設立 ワシントン条約採択
1975年	ラムサール条約発効
1980年	「西暦2000年の地球（Global 2000）」：米政府大統領諮問委員会報告
1982年	国連人間環境会議10周年記念会合：ナイロビ宣言
1984年	国際人口会議
1985年	オゾン層保護のためのウィーン条約採択。
1987年	「我ら共通の未来（Our Common Future）」：「環境と開発に関する世界委員会」（通称：ブルントラント委員会）の報告書。 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書採択。
1989年	国連で地球サミットの開催を決議
1990年	第2回アースディ
1992年	<u>環境と開発に関する国連会議（UNCED：地球サミット）</u>
1994年	砂漠化対処条約採択。
1995年	社会開発サミット（コペンハーゲン）
1997年	国連環境開発特別総会（UNGASS） 気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）：京都議定書を採択
2000年	「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」採択
2001年	気候変動枠組条約第7回締約国会議（COP7）：マラケシュ合意
2002年	<u>ヨハネスブルグサミット</u>

別表2 ヨハネスブルグ実施計画の内容

1 リオ原則

- ・ 「共通だが差異ある責任」と「予防原則」を、リオ宣言の「環境関連」だけの原則に止めるか、「開発分野」まで拡張するかが問題となった。
- ・ アメリカ、日本などは「開発分野」まで拡張することに反対。
- ・ 結果的には、アメリカや日本などの主張が通り、ほぼリオ宣言と同じレベルに。ただ、第9章の資金の項では、「共通だが差異ある責任を考慮に入れて」との途上国の主張していた記述が入った。第10章の「制度的枠組み」のところでは、「共通だが差異ある責任」の記述は削除。
- ・ 「予防原則」については、「予防的アプローチ」という言葉を用いるか、「予防原則」という言葉を用いるかが問題となり、EUやノルウェーはリオ以降のWTOの衛生・検疫協定や生物多様性条約などでの概念の進展を考慮すれば「予防原則」を用いるべきであると主張し、アメリカや日本はリオ原則の「予防的アプローチ」を用いることを主張した。結局、アメリカや日本の主張が通り、「予防的アプローチ」との言葉を用いることになった。

2 衛生

- ・ 安全な飲料水についての数値目標については早い段階で合意ができたが、公衆衛生施設（下水道）についての数値目標については、アメリカが「目標値を入れるには科学的根拠が必要」として反対し、閣僚会議にまでもつれ込んだ。
- ・ 最終的に、「2015年までに、安全な飲料水や基本的な公衆衛生施設が利用できない人口割合を半減する」とのEUやノルウェーなどの主張が通った。日本も数値目標を支持した。

3 エネルギー

- ・ 再生可能エネルギーの数値目標については、一部の途上国、アメリカや日本の主張が通り、数値目標なしの合意に。
- ・ この合意文書では、技術移転支援の対象として第9回持続可能な開発委員会会議（CSD9）で議論された原子力を含む持続可能なエネルギーの定義に言及し、原子力発電も容認するかのような表現。最終日の演説でEUはこの合意文書に原子力発電は含まれていないと発言、一方、アメリカは原子力発電が含まれうると演説。
- ・ 今回の合意は明らかに、地球温暖化防止などの交渉を通じて、化石燃料から再生可能エネルギーを重視する方向に進みつつある世界の潮流に水を差すもの。
- ・ 再生可能エネルギーの数値目標については、途上国グループから、数値目標の記述がないだけでなく、クリーンな化石燃料の途上国への技術移転への補助強化を促す記述が入った案が提案され、これをアメリカや日本が支持に、これが今回の合意の基に。この途上国グループの提案は、産油国やアメリカとともに日本が妥協案づくりの中核となったとのこと。
- ・ ブラジルなどは、大型水力を含まずに、2010年までにエネルギーの10%を再生可能エネルギーにすべきとの提案をしたが、産油国やアメリカ、日本な

どの強硬な姿勢の前に表に出ることなく、葬り去られてしまった。

4 生産・消費パターンに関する 10 年計画

- ・ 大量生産・大量消費パターンを持続可能な形に転換させるための計画。EU が、このままでは水やエネルギー、天然資源が枯渇するとして提案。

5 気候変動

- ・ 「京都議定書に批准した国は、まだ批准していない国に対し、適切なタイミングで批准するよう強く促す (strongly urge)」との表現で合意。「2002 年内の発効」の表現は無くなる。
- ・ 9月2日、カナダのクレティエン首相がサミットで演説し、「年末までに(地球温暖化防止のための)京都議定書の批准手続きをする」と表明。9月3日にはロシアのカシヤノフ首相が、「議定書批准に向け準備しており、極めて近い将来 (very near future) に批准できることを期待する」と演説し、議定書の早期発効に弾み。

6 資金

- ・ ODA については、先進国の GNP0,7%を途上国の ODA とすることが努力目標で合意。
- ・ EU と米が非公式に個別に増額を表明。
- ・ ODA プロジェクトにおける「戦略的な影響の評価」は削除。
- ・ 重責債務については、これまでのミレニアム宣言などの目標の確認だけ。

7 貿易・WTO

- ・ 今回のサミットで貿易・WTO は最大の争点の1つ。
- ・ アメリカ、日本、EU などは、「環境・社会的なルールが WTO との一貫性を維持する」との文言を実施文書に入れようとし、いったんは合意されたが、その後、NGO の粘り強いロビーと、EU の変化によりこの文言は削除。
- ・ しかし、「WTO で合意された行動計画で多国間環境条約 (MEA) との関係を決める」との表現が残り、環境問題・貧困問題の解決のためには自由貿易を促進することが重要、貿易の自由化が持続可能な発展を押し進めるとの基調。
- ・ WTO の優位性を示す文言は削除されたものの、MEA が WTO に優先されるということ を明記すべきという NGO の主張は採用されず。
- ・ 途上国 (G77) は一次産品に頼っている国が多く、国際価格の変動に国内経済が大きく影響をうけるため、貿易において安定化したメカニズムを求めたが、挿入されず。
- ・ 貿易に関する持続可能性の評価 (アセスメント) も、G77 が反対し、日本なども反対派にまわったため削除。

8 企業責任

- ・ 「リオ原則に基づいて企業責任を積極的に促進する」という文言が入った。
- ・ NGO と途上国は企業責任について新たな国際的枠組みを作ることを主張。「full development」という文言が入ったことによって、これが実現される可能性が残された。
- ・ 一方、この文言は米が最後に新しい枠組みを作るものではないことを議長に確認してから合意した経緯があり、今までの枠組みの範囲内のことを言っていると採ることも可能。

9 ガバナンスと市民参加

- ・ 先進国は途上国の国内政治の「グッド・ガバナンス」を主張し、これに途上国側は国際通貨基金（IMF）や世界銀行などの国際的な枠組みの「グッド・ガバナンス」を主張して対立。
- ・ 結局、「グッド・ガバナンス」を先進国側が資金を援助するときの条件付けにすることを嫌った途上国が、146 項にあったこの文言を削除するように求め、その代わりに IMF や世界銀行など、主に先進国側が握っているような組織を民主化する文言を省くことで合意・
- ・ 151 項にあった情報公開と市民参加（リオ 10 原則）の「情報公開と住民参加に関する世界的なガイドラインの策定」は、この取引によってアメリカと途上国によって削除されてしまった。

10 ジェンダー

- ・ すでに合意されていた 47 項（健康と衛生について）の「国内法や文化及び宗教上の価値観と一致する形で保健制度の能力を強化する」との表現を再度議論するか否かが争点。
- ・ 中絶の問題など、健康と衛生は女性の人権問題と密接にかかわっていることから、NGO やカナダが、ここに「人権及び基本的自由と調和し」との文言を入れることを主張。
- ・ EU が NGO やカナダの主張を支持し、最終的に NGO やカナダの主張が通った。

11 数値目標

- ・ 2015 年までに 1 日 1 ドル以下で暮らす人口の割合を半減する。
- ・ 化学物質対策は予防アプローチを基本とし、2020 年までに人間の健康への深刻な影響を最小限にする方法で化学物質が生産されるようにする。
- ・ 2010 年までに、現在の生物多様性の減少速度を顕著に減速させる。（生物多様性条約会議から後退）
- ・ 2012 年までに代表的なネットワークを含む海洋保全ネットワークを確立する。
- ・ 資金・衛生の数値目標は前述のとおり。